



八王子地本申第4号

「現業機関における柔軟な働き方の実現に向けた、統括センターの設置に関する申し入れ」

団体交渉を行う！その③

組合

9. 武蔵野運輸区について、統括センター化等の今後の展望を示すこと。

現時点で考え等はあるのか

10. 立川・豊田・八王子統括センターは 2024 年3月のダイヤ改正で発足予定なので、立川・八王子営業統括センター社員と立川運転区・立川車掌区・豊田 運輸区・八王子運輸区社員に、社員代表選挙のスケジュールを予め示し、理解と納得感のあるように行うこと。

社員代表選についてスケジュール感は？

決まるまでの代表者は誰が担うのか。

11. 施策実施後は労使が検証を行い、問題等が生じた際は労使協議すること。

良いことや悪いこと様々労使協議したい。良いことに関しては労使議論をして伸ばしていきたい。

会社

9. 引き続き、役割分担にとられない柔軟な働き方を推進し、成長意欲・チャレンジを具現化できるフレキシブルな職場づくりを目指していく。

変化等があり提案できることがあれば提案する。融合と連携を深めていくことに変わりはない。

10. 過半数代表者選出に係る手続きについては、労働基準法施行規則第6条の2に基づき、取り扱っているところである。

3月16日発足以降速やかに選出手続きをとる。

任期の3月末日までは現行の代表者が暫定的に担う」。(立川・八王子統セ→それぞれ現行の立川・八王子営統セ代表、武蔵野運輸区は東所沢電車区の代表者)

11. 具体的な提起があれば、「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)」に則り取り扱うこととなる。

貴側の希望は承知した。申し入れがあれば協議していく

3月16日に統括センターが発足となります。職場において検証し安全・健康・ゆとり・働きがいのある職場を組合員の声をもとに作り出そう！！

